

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和4年2月8日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	西条学校給食センター給食配送業務
(2) 物品・委託役務管理番号	13030083
(3) 物品委託役務内容	西条学校給食センターにおいて調理した給食及び食器等を受注者が手配し運行する車両により各学校等に配送し、給食終了後に回収を行うもの。
(4) 納入・履行期間	令和4年8月1日から令和7年7月31日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	西条学校給食センターほか
(6) 予定価格	落札後公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの）
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	運搬>貨物運送
イ	法令等による登録等	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店または営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

- 本案件は、契約締結後に積算内訳額について契約当事者が合意する方式とするので、受注者は契約締結後14日以内に積算内訳書を発注担当課に提出すること。
- 積算内訳書の合計金額は、契約金額と一致すること。
- その他事項は特約事項（契約後積算内訳額合意方式）を参照すること。

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和4年2月8日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和4年2月8日～ 令和4年3月2日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和4年2月8日～ 令和4年2月16日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 学校教育部 西条学校給食センター（発注担当課） 東広島市西条中央七丁目23番41号 電話番号 082-493-6232 /ファックス番号 082-493-6235 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和4年2月21日～ 令和4年3月2日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和4年2月28日～ 令和4年3月1日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和4年3月2日 午後2時20分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場ですぐの入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

西条学校給食センター給食配送業務 仕様書

1 業務名 西条学校給食センター給食配送業務

2 配送業務実施期間

令和4年8月1日から令和7年7月31日まで

3 履行場所

西条学校給食センターほか（別紙2のとおり）

4 業務概要

西条学校給食センター（以下、「センター」という。）において食器及び調理・コンテナ詰めされた給食をプラットホーム（荷下ろし場所）を通じて受注者が手配した配送用車両（以下「車両」という。）に積み込み、対象となる学校等（以下、「受配校等」という。）に搬送のうえ、各受配校等のプラットホームに積み下ろしを行う。また、給食終了後に各受配校等からコンテナを回収し、センターのプラットホームへの積み下ろしを行う。（別紙「プラットホーム現況」を参照）

5 事前準備

受注者は、契約締結日の翌日から令和4年7月29日までにおいて、次の事項を実施するものとし、次の（1）～（7）に係る事前準備の実施計画を作成して発注者の承認を受けるとともに、当該実施計画に基づき事前準備を実施したときは発注者に実施報告書を提出すること。

なお、事前準備に係る費用は受注者の負担とする。

- （1）給食の配送に必要な車両の取得及び改造（別紙1 使用車両規格等一覧による。）
- （2）当該車両に係る駐車場の確保
- （3）人員の確保等
- （4）試験走行の実施
- （5）受配校等の通路・配膳室の確認
- （6）コンテナの取り扱いに関する関係者の連携

事前に日程調整等を行い、調理員及び配膳員と連携して研修等を実施し、効率的で確実かつ丁寧な作業手順を確立しておくものとする。

※調理員：センター内において給食調理を行う者

配膳員：受配校等の配膳室において給食の配膳等を行う者

- （7）その他業務の履行を円滑にするため、発注者との調整等を十分に行うこと。

6 業務実施

(1) 業務日及び業務時間

ア 業務日は、受配校等の給食の実施日とする。(年度243日程度(保育所5施設のみの日を含む))

(ア) 全施設実施日

- a 下記b、c記載の休業日を除く年度198日程度
- b 小学校の休業日

下記の休業日には、原則、給食の提供を行わない。ただし、休業日においても給食を実施する日がある。この場合は、14日前までに受注者に通知するものとする。

(令和3年度の休業日における給食実施予定日数 7～8日)

- (a)国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (b)日曜日及び土曜日
- (c)学年始休業日 4月1日から4月7日まで
- (d)夏季休業日 7月21日から8月29日まで
- (e)秋季休業日 10月の第2月曜日の翌日及び翌々日
- (f)冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで
- (g)学年末休業日 3月26日から3月31日まで
- (h)農繁期等において1年を通じ10日以内で校長が必要と認め休業と定めた日

※ただし、(h)の休業日について、過去5年において実績はない。

c 幼稚園の休園日

- (a)国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (b)日曜日及び土曜日
- (c)学年始休園日 4月1日から4月6日まで
- (d)夏季休園日 7月20日から8月29日まで
- (e)秋季休園日 10月の第2月曜日の翌日及び翌々日
- (f)冬季休園日 12月24日から翌年1月6日まで
- (g)学年末休園日 3月22日から3月31日まで
- (h)1年を通じ10日以内で園長が必要と認め休業と定めた日

(イ) 保育所のみの実施日

- a 小学校及び幼稚園の休業日中において、下記b記載の休業日を除く年度45日程度
- b 保育所の休業日
 - (a)国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (b)日曜日

(c)年未年始 12月29日から翌年1月3日まで

※ただし、土曜日については、原則給食の提供は行わない。

イ 業務時間は、原則として午前9時から午後4時までとする（うち休憩1時間）。ただし、必要がある場合は、事前協議の上、この時間を延長又は短縮することができる。※休憩時間とは、本業務への従事を必要としない時間をいう。受注者は業務従事者との雇用契約に基づき主体的に休憩時間を管理すること。

ウ 給食実施日当日朝の天候等により、受配校等が臨時休校（園）となる場合等、給食実施を中止する際は、可能な限り午前7時30分までに発注者が受注者に連絡する。

※給食実施日当日朝の気象警報等により、小学校等が臨時休業する場合においても、保育所については、休所とならない場合がある。

(2) 作業内容（別紙3「受配校等における作業内容一覧」参照）

ア 配送用コンテナ積み込み

センターのプラットホームにおいて、配送用コンテナを調理員から受け取り、車両へ積み込む。

イ 配送

小学校は、食器と食缶を別々に配送・回収し、幼稚園・保育所は、食器と食缶を同時に配送・回収する形態を標準とする。

別紙4「配送業務行程（以下「配送行程」という。）」に基づき対象の受配校等に向かい、配膳室付近のプラットホームに後進により車両を寄せる。ただし、プラットホームがない受配校等においては、協議の上、停車位置を決定すること。安全確認の後に、別紙2に指定する当該受配校等分のコンテナをプラットホームに積み下ろす。ただし、吉川保育所、川上西部保育所においては、コンテナを積み下ろさずにコンテナ内の食器・食缶等を手作業で搬出する。この場合、荷室内のコンテナから食器・食缶等を直接配膳室入口付近の所定の位置に置くもしくは配膳員等に手渡すものとする。（停車位置から配膳室まで又は配膳員までは概ね8メートル以内の移動距離とする。）

ウ 回収業務

配送行程に基づき各受配校等において配送用コンテナを車両へ積み込み、センターへ配送する。配送の際に手作業により食器・食缶を搬出した受配校等においては、逆の手順により、食器・食缶等を直接荷室内のコンテナに搬入するものとする。（コンテナに食器・食缶等を搬入する場合は、配送業務計画等に基づき、センターにおいて指定された配送用コンテナを車両へ積載し、各配送先の受配校等で、コンテナに食器・食缶等の搬入を行う。（一部センターで空のコンテナを車両へ積載し、コンテナへ食器・食缶等を搬入する。））

エ 配送用コンテナ積み下ろし業務

センターに到着して、受配校等から回収した配送用コンテナを車両からプラット

ホームに積み下ろし、調理員に引き渡す。

オ 配送用コンテナの積み込み、積み下ろし業務について、進行状況により作業を一時停止する等するようセンターから指示する場合がある。この場合、必ず指示に従うこと。

(参考) ア～オの作業に係る参考人役

(1) センターのプラットホームにおける積み込み、積み下ろし	車両1台につき1名以上(運転者を含む。)
(2) 車両の運転及び受配校等における積み下ろし、積み込み	

※参考数量であり、受注者の判断により業務履行が十分可能な人員を配置すること。

※各施設における作業内容は別紙3のとおり。

(3) その他

ア 安全運転

使用車両は、運行前、運行後に必要な日常点検を実施すること。点検項目は、国土交通省がホームページで推奨している次の項目を必須とすること。

ブレーキ・ペダル、駐車ブレーキ・レバー、エンジンのかかり具合・異音、エンジンの低速・加速の状態、ウインド・ウォッシャの噴射状態、ワイパーの拭き取りの状態、ブレーキ液の量、冷却水の量、エンジン・オイルの量(汚れ)、バッテリー液の量、ウインド・ウォッシャ液の量、ランプ類の点灯、タイヤの空気圧、タイヤの亀裂・損傷、タイヤの溝の深さ

イ 車両の衛生保持

(ア) 車両は、常に清潔に保ち、荷室内部は配送開始前及び回収終了後において丁寧な清掃とアルコール消毒を業務実施日に実施し、内部に異物や損傷箇所等がないよう常に点検すること。

(イ) 荷室内は業務実施日には毎日洗浄・消毒を行うこと。なお、荷室内の清掃に限り、センター内の洗車スペース等を利用することができる。センター内で洗車を行う場合は、荷室にこぼれた汁物、食べ物等は所定の汚水ますに流すこと。(汚水・雨水のますの切り替えについてセンターの説明・指示を受けること。)

(ウ) 配送・回収の際、汁物等がこぼれ、荷室が汚れた場合は、直ちに清掃を行うこと。

(エ) 荷室以外は、毎週1回洗浄することとするが、汚れが著しい場合は、その都度洗浄すること。

(オ) コンテナの日常点検(キャスターの不具合・ねじ等のゆるみ・コーナーゴムの異常などの確認・報告)を行うこと。

ウ 給食連絡事務書類の受け渡し

配送時及び回収時にセンター・受配校等相互間の連絡用書類等の配送依頼があった際は、それらの受け取り・受け渡しに対応すること。

エ 発注者が指示する業務附帯事項

本業務に関連して発注者が指示する本業務内容に附帯する事項は遵守すること。

7 業務管理

(1) 履行管理

ア 受注者は、業務従事者の中から業務責任者を1名選任し発注者に通知するとともに、業務の円滑な実施について、発注者との連絡調整（当日の運行計画）や業務従事者に対する指導監督を行わせること。なお、業務責任者に事故があるときに備え、又は欠けたときにその職務を代行する副責任者を1名選任し、事前に発注者に通知しておくこと。

イ 受注者は、業務に使用する車両を運転することができる運転免許を保持している者を業務従事者（配送員）として選任し、当該従事者名一覧及び運転免許証の写しを発注者に提出すること。また、運転免許証の失効や資格停止等がないか定期的に検査すること。

ウ 受注者は業務に従事する配送員を車両1台につき運転手を含めて1名以上配置すること。

エ 受注者は、業務責任者、業務副責任者及び業務従事者に履行期間の途中で変更があった場合は速やかに発注者に報告すること。

オ 非常時に備え、業務実施責任者を筆頭とする携帯電話等の即時対応が可能な方法による連絡体制を整え、発注者に届け出ておくこと。

カ 受注者は、日々の運行の記録等を業務処理日毎に発注者に報告し、毎月の業務が完了したときは、月次完了報告を発注者に提出するものとする。

日々の運行記録には、車両が受注者の営業所等を発着した時刻、センター及び受配校等における発着時刻及び配送中の異常の有無等を記載する。なお、日々の運行記録簿は配送員が携行し、受配校等への到着時には配膳員等による確認を受けること。また、日々の業務終了の都度、発注者による確認を受けること。月次完了報告には業務実施日数等を記載し、提出すること。

(2) 業務従事者の衛生管理

ア 受注者は、毎日の業務開始前、その日に業務に就く業務従事者（代替業務従事者を含む。以下同じ。）全員に対して健康チェック（アルコール検知器によるアルコールチェックを含む。）を行うとともに、その結果を示した調査票を各従事者に携帯させ、センター到着時に発注者に提出させること。

イ 受注者は、業務従事者に衛生管理に関する教育を継続的に行い、常に食品の衛生的な取り扱いができるよう指導すること。なお、病欠、欠勤等による業務遅延が発生しないよう代替業務従事者を定めておくこと。

ウ 受注者は、受注者の負担により業務従事者に対して年1回以上の健康診断（労働

安全衛生規則第44条に規定する)を受診させること。常に従事者の健康状態に注意し、異常を認めた場合には速やかに医療機関を受診させること。

エ 受注者は、受注者の負担により業務従事者に対して毎月2回以上定期的に腸内細菌検査(赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌 0-26・0-111・0-128・0-157)を行い、別に示す月次完了報告時に検査結果の写しを発注者に提出すること。ただし、検査の結果で陽性反応が現れた場合は速やかに発注者に報告し、該当検査項目の陰性が確認されるまでの間、当該業務従事者については、本業務に従事させないこと。

オ 受注者は、上記健康診断及び腸内細菌検査により異常値や陽性反応が見受けられない場合であっても、業務従事者が現に下痢、発熱、腹痛、嘔吐、皮膚病等の感染性疾患に罹患等している又はその疑いがあることにより、食品衛生上本業務に支障を来すおそれがあると認められる場合は、本業務に従事させないこと。

(3) 業務従事者の実施要領等

ア 従事にあたっての服装、姿勢、心構え等

(ア) 学校給食を配送することにふさわしく心身とも健康であること。

(イ) 着衣等を常に清潔に保ち用便後は必ず手洗い及びアルコール消毒を徹底すること。

(ウ) 常に食品の運搬に適した清潔な服装(毎日洗浄)(白衣、ズボン、帽子、マスク、手袋(必要に応じて))を着用すること。

(エ) 食器・食缶等に直接触れるときは手袋(使い捨てで清潔なもの)を着用すること。

(オ) 服装、手袋等は受注者の負担とし、業務中以外は着用しないこと。

(カ) 交通法規を遵守し、交通安全に努めること。特に受配校等敷地内での車両運行は最徐行とし、児童・生徒等を事故に巻き込まないよう細心の注意を払うこと。

(キ) センター敷地内及び受配校等敷地内は、全面禁煙とし、喫煙は行わないこと。

(ク) 衣類及び靴については、センター調理場内用と配送用を区別すること。

(ケ) 業務中は、アクセサリ等は着用しないこと。また、取れ落ちる危険のある装飾物のついた衣服も着用しないこと。

イ 従事者の連絡体制等

(ア) 業務従事者は、日々の業務打ち合わせのため業務開始時及び業務完了後にセンター事務室に来所すること。

(イ) 配送、回収途上において、受配校等・センターへの到着予定時刻に遅れる事由が発生した場合等は、受注者の業務実施責任者に報告するとともに、速やかに発注者に連絡し臨時の指示を受けること。

(4) 非常時の取り扱い等

ア 業務中に生じた受注者の責めに帰すべき事由に起因する交通事故その他の事故に

よるすべての損害（給食の損害含む）・賠償責任は受注者の負担とする。

イ 万が一事故等が発生した際は、業務従事者（配送員）は運転手としての緊急措置義務及び警察への報告義務等を優先した後、事故報告を速やかに業務責任者を通して発注者に報告すること。

ウ 車両の日常点検において異常が発見された場合などは、速やかに修理又は予備車の手配等、業務に支障が出ないよう受注者の負担と責任により対応すること。また、発注者が車両の整備不良等が発見した場合は、受注者の負担と責任によりその取換又は修理を命ずることができるものとする。

エ 事故又は荷台でのコンテナの転倒等が発生し、その原因が業務従事者（配送員）の不注意や技能不足等によるものと発注者が判断したときは、当該業務従事者にとどまらず、すべての業務従事者に安全運転に関する教育や研修を受注者の負担により実施するものとする。

オ 発注者は、繰り返し指導したにも関わらず業務従事者の技能不足又は態度不良等に対する改善がみられないときは、受注者に対して業務改善を命ずることができるものとする。

8 受注者の費用負担

本業務において受注者が負担すべき費用は次のとおりとする。

- (1) 車両の取得及び維持管理等に要する費用
- (2) 車両の燃料費、清掃その他運行に関する費用
ただし、センター内で行う業務に係る電気・水道代については、発注者が負担する。
- (3) 業務従事者の健康診断、腸内細菌検査等の費用
- (4) 業務従事者の服装に関する費用
- (5) 業務従事者の給与、福利厚生等一切の人件費
- (6) その他、本仕様書において定める連絡、報告書等の提出に係る諸経費等

9 委託料の支払い

- (1) 本業務は、部分払金を請求できるものとする。
- (2) 部分払金額については、契約締結後に契約当事者間において協議が成立した金額とする。
- (3) 部分払金を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告を行っていない限りならない。
- (4) 本契約は複数年契約であるため、各会計年度における業務委託料の支払限度額及び支払限度額に対する出来高予定額を定めることとし、その額は前項の規定により協議が成立した部分払金額の各年度間の合計額とする。なお、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額及び出来高予定額を変更することができるものとする。

10 リスク管理区分

発注者と受注者の主なリスク管理区分は、次のとおりとする。

リスクの種類	リスク内容	負担者	
		発注者	受注者
事業の中止・延期	発注者の指示によるもの	○	
	受注者の事業放棄・破綻		○
不可抗力	天災・暴動等による履行不能	○	
計画変更	発注者の指示による変更	○	
	受注者の要求による変更		○
運営経費	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
施設損傷	受注者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	

11 その他

- (1) 受注者は、本業務が学校教育施設に関連した公共性を有するものであることを認識し、「学校給食法」「学校給食衛生管理基準」等を参考に、学校給食の趣旨を十分理解し、本市の学校給食の円滑な実施に協力するものとする。
- (2) 業務の実施にあたっては、市民等に不信感を抱かせることの無いよう十分留意すること。
- (3) 発注者が必要と認めた場合には、各種資料（業務従事者の勤怠管理、運転免許の保持又は確認状況、車両の維持管理状況等）の提出を求め、又は立入検査等を実施するものとする。
- (4) 配送・回収経路上における通行規制については、受注者が関係機関に対し必要な申請を行い、通行許可を受ける等により業務に支障のないようにすること。
- (5) 安全衛生に関する責任者（衛生管理者又は安全衛生推進者等）を必要に応じて選任するとともに、各学期 1 回の安全衛生巡視を行い、業務従事者の業務遂行状況について巡視及び指導し、発注者に報告すること。
- (6) この仕様書に示されていない事項で、疑義が生じた場合には、双方で協議する。
- (7) この仕様書は、業務の概要を示すものであり、本業務の目的を達成するために発注者が必要とする軽微な作業については、この仕様書に示されていない事項であっても、発注者の指示により、契約金額の範囲内で行うものとする。
- (8) 発注者が受配校等からの要望等で給食配送時間の変更等を指示した場合には、配送計画の変更について柔軟に対応すること。
- (9) 業務期間中、受配校等に変更・増減があった場合には、別途協議するものとする。

- (10) 施設の統廃合計画により、受配校等施設に変更が生じた場合、車両の必要台数・燃料費及び人件費等を勘案し、必要に応じて協議により契約内容を変更することがある。
- (11) センターの事故その他の事由により他のセンターからの給食の配送その他児童生徒等に給食（又は弁当等）を配送するために臨時的な措置が必要となった際は、必要に応じて契約内容の変更について双方協議を行うものとする。

12 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市教育委員会 学校教育部 西条学校給食センター 業務係

電話（082）493-6232（直通）

ファックス（082）493-6235

別紙 1 使用車両規格等一覧

1 車両の取得形態

受注者による取得又はリース契約による。(車検証における「使用者」欄が受注者の名称となること。)

なお、故障等の場合にやむを得ず代替車両を使用する場合はこの限りではないが、貨物運送に係る関係法規に抵触しないよう代替車両を措置し、臨時的であっても配送業務に支障のないようにすること。

2 必要車両数

3台

3 新車、中古車の別

問わない。ただし、本業務以前の用途が給食配送ではない中古車は原則として認めない。(新車・中古車に限らず、修理等によっても回復しない故障の場合は履行期間の途中でであっても車両を交換すること。)

4 使用車両が新車でない場合の特例

本業務の契約締結以前に、他の業務に使用していた車両を使用する場合は、衛生面での安全を確認するため、受注者の負担により細菌検査の専門機関による拭き取り検査を実施し、業務開始10日前までにその結果の文書を発注者に提出すること。

(検査項目) 一般細菌、大腸菌群、黄色ぶどう球菌

(検査箇所) 荷室内の5箇所

5 車両の規格

(1) 架装

ア 車幅 2,200mm以内×全長 6,430mm以内×車高 3,040mm以内の車両 2台

イ 車幅 2,200mm以内×全長 5,300mm以内×車高 3,040mm以内でホイールベース 2,550mm以内の車両 1台

(2) 車両の全長・全高及び全幅については、現地を確認し、センター及び受配校等のプラットフォーム等への進入が容易に可能なものであること。

受配校等の進入、退出に支障がないようアプローチアングル及びデパーチャアングルに配慮した車両とすること。(川上東部保育所・川上中部保育所・川上西部保育所・吉川保育所は出入口に傾斜あり。)

(3) 荷室内寸法

大コンテナ 1台・中コンテナ 5台同時積載可能車両 2台 ((1) アの車両)

大コンテナ1台・中コンテナ3台同時積載可能車両1台（(1)イの車両）

※コンテナ寸法は別紙2のとおり。

- (4) (1)アの車両（2台）は2,000 kg以上積載できること。
- (1)イの車両（1台）は1,500 kg以上積載できること。
- (5) 荷室内でラッシングレール（コンテナが前後1列ずつ固定可能なもの）を設けて各コンテナを固定し、安定した配送が可能な構造であること。
- (6) 受配校等によってプラットホーム等（積み下ろし場所）の高さが違うため、リヤゲートにテールリフトが装着されていること。（最高高さ750mm・最低高さ0mm）
- (7) テールリフトは各施設のプラットホーム等積み下ろし、積み込み場所において、コンテナを安全に積み下ろしできる構造・大きさであること。
- (8) 荷室外面はアルミ製及びFRP製等、荷室内面は亜鉛鍍鋼板製及びFRP製の水分に強い材質であり、学校給食の安全面・衛生面に充分配慮したものとする。
- (9) 運転席から後部の安全確認が可能なモニターカメラを装着していること。
- (10) 車両が後退する際には警報音が鳴るようにすること。
- (11) 冬期は冬用タイヤを使用すること。また、積雪量に対応し、必要に応じてタイヤチェーンを使用すること。
- (12) 学校給食を配送するのにふさわしいものであること。
- (13) 業務に使用する車両は、契約締結後、事前準備期間中に本仕様に適合している車両か発注者の承認を受けるものとする。また、仕様書に沿わない部分が有る場合及び業務に支障が出るなどのことがあれば直ちに改修すること。

6 その他

- (1) 車両消耗品等の交換部品の交換時期は、使用する車両のメーカー等の指定・推奨する交換時期とする。
- (2) 使用する車両は、事故に係る損害賠償を十分補填できる自動車保険（対人賠償・対物賠償とも無制限）に加入するとともに、その保険証券の写しを発注者に提出すること。（各年度業務開始日の1週間前までとする。）
- (3) 車両は、衛生管理上本業務以外に使用してはならない。ただし発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 業務中の車両（配送を終えて回収に出発するまでの間）は、センターの敷地内に駐車し待機することができる。その他の時間帯に近隣に車両を待機させようとするときは、受注者の負担により駐車場を確保すること。

別紙2 受配校等一覧及びコンテナ台数等内訳

1 配送先の所在及び配送コンテナ台数（予定）

配送先	所在地	コンテナ台数
1 東広島市立西条小学校	東広島市西条中央二丁目 15 番 1 号	大 1・中 9
2 東広島市立三ツ城小学校	東広島市西条中央七丁目 23 番 55 号	中 8
3 東広島市立八本松中央幼稚園	東広島市八本松町原 10127 番地 1	中 2
4 東広島市立御薊宇幼稚園	東広島市鏡山三丁目 6 番 27 号	中 2
5 吉川保育所	東広島市八本松町吉川 351 番地 1	小 1
6 原保育所	東広島市八本松町原 6782 番地 1	中 1
7 川上西部保育所	東広島市八本松南二丁目 3 番 1 号	中 1
8 川上東部保育所	東広島市八本松町正力 1441 番地 1	中 1
9 川上中部保育所	東広島市八本松飯田二丁目 17 番 5 号	中 1

※児童生徒数の変動により、各施設への配送コンテナ数に変更となる場合がある。

※No.3,7 の履行期間の終期は、令和 5 年 3 月 31 日。

2 コンテナ寸法

	寸法	最大重量※	備考
大コンテナ	1,340×860×H1,510mm	370kg	φ 150mm キャスター付
中コンテナ	1,310×860×H1,280mm	320kg	φ 150mm キャスター付
小コンテナ	900×450×H1,280mm	210kg	φ 150mm キャスター付

※食器、食缶を最大積載した際の重量

※コンテナ寸法は食数により変更になることがある。

3 配送業務計画

「別紙 4 配送業務行程」のとおり（必要に応じて協議により組替えを行うことがある）。

別紙3 受配校等における作業内容一覧

令和4年8月1日から令和5年3月31日まで

番号	施設名	配送時		回収時	
		食器・食缶の配送	食器・食缶・コンテナの取扱	食器・食缶の回収	食器・食缶・コンテナの取扱
1	東広島市立西条小学校	別々に配送（2便）	コンテナ引渡	同時に回収（2便）	コンテナ回収
2	東広島市立三ツ城小学校	別々に配送（2便）	コンテナ引渡	同時に回収（2便）	コンテナ回収
3	東広島市立八本松中央幼稚園	同時に配送（1便）	コンテナ引渡	同時に回収（1便）	コンテナ回収
4	東広島市立御菌宇幼稚園	同時に配送（1便）	コンテナ引渡	同時に回収（1便）	コンテナ回収
5	吉川保育所	同時に配送（1便）	コンテナ内の食器・食缶を手作業で搬出し引渡	同時に回収（1便）	食器・食缶を手作業でコンテナに搬入し回収
6	原保育所	同時に配送（1便）	コンテナ引渡	同時に回収（1便）	コンテナ回収
7	川上西部保育所	同時に配送（1便）	コンテナ内の食器・食缶を手作業で搬出し引渡	同時に回収（1便）	食器・食缶を手作業でコンテナに搬入し回収
8	川上東部保育所	同時に配送（1便）	コンテナ引渡	同時に回収（1便）	コンテナ回収
9	川上中部保育所	同時に配送（1便）	コンテナ引渡	同時に回収（1便）	コンテナ回収

※作業内容は、食数の変動等により変更となる場合がある。

令和5年4月1日から令和7年7月31日まで

番号	施設名	配送時		回収時	
		食器・食缶の配送	食器・食缶・コンテナの取扱	食器・食缶の回収	食器・食缶・コンテナの取扱
1	東広島市立西条小学校	別々に配送（2便）	コンテナ引渡	同時に回収（2便）	コンテナ回収
2	東広島市立三ツ城小学校	別々に配送（2便）	コンテナ引渡	同時に回収（2便）	コンテナ回収
3	東広島市立御菌宇幼稚園	同時に配送（1便）	コンテナ引渡	同時に回収（1便）	コンテナ回収
4	吉川保育所	同時に配送（1便）	コンテナ内の食器・食缶を手作業で搬出し引渡	同時に回収（1便）	食器・食缶を手作業でコンテナに搬入し回収
5	原保育所	同時に配送（1便）	コンテナ引渡	同時に回収（1便）	コンテナ回収
6	川上東部保育所	同時に配送（1便）	コンテナ引渡	同時に回収（1便）	コンテナ回収
7	川上中部保育所	同時に配送（1便）	コンテナ引渡	同時に回収（1便）	コンテナ回収

※作業内容は、食数の変動等により変更となる場合がある。

別紙4 配送業務行程（2小学校、2幼稚園、5保育所）※全施設実施日の場合 R4.8.1からR5.3.31まで

1号車【コンテナ6台積載可能】			2号車【コンテナ6台積載可能】			3号車【コンテナ4台積載可能】		
時刻	時間	内容	時刻	時間	内容	時刻	時間	内容
9:50	5分	センター西条小食器積込④ (うち4段コンテナ1台)	9:45	5分	センター三ツ城小食器③積込			
9:55	10分	センター発	9:50	1分	センター発			
.			.					
.			.					
10:05	5分	西条小食器引渡(1,098)	9:51	5分	三ツ城小食器引渡(811)	10:05	5分	センター 川上東部保① 川上中部保①
10:10	10分	西条小発	9:56	1分	三ツ城小発	10:10	18分	吉川保① 食器食缶積込
10:20	5分	センター御園宇幼食器食缶②積込	9:57	5分	センター 原保①、八本松幼② 川上西部保①食器食缶積込	センター発		
10:25	10分	センター発	10:02	10分	センター発	10:28	5分	川上東部保食器食缶引渡(83食)
10:35	5分	御園宇幼食器食缶引渡(74食)	10:12	5分	原保食器食缶引渡(65食)	10:33	5分	川上東部保出発
10:40	10分	御園宇幼発	10:17	5分	原保出発	10:38	5分	川上中部保食器食缶引渡(121食)
			10:22	5分	八本松幼食器食缶引渡(61食)	10:43	18分	川上中部保出発
			10:27	3分	八本松幼出発			
			10:30	13分	川上西部保食器食缶引渡(141食) 【手渡し、コンテナ回収①】			
10:50	10分	センター西条小食缶積込⑥	10:43	12分	川上西部保出発			
11:00	10分	センター発	10:55	5分	センター 三ツ城小食缶積込⑤ 回収コンテナ(川上西部保)①	11:01	13分	吉川保食器食缶引渡(34食) 【手渡し、コンテナ回収①】
11:10	5分	西条小食缶引渡(1,098食) コンテナ回収①(3段コンテナ1台)	11:00	1分	センター発	11:14	15分	吉川保出発
11:20	10分	西条小発	11:01	5分	三ツ城小食缶引渡(811食)			
11:30	3分	センター コンテナ下ろし①	11:06	1分	三ツ城小発	11:29		センター着 回収コンテナ(吉川保)①
			11:07		センター着 回収コンテナ(川上西部保)①			
12:00		休憩	12:00		休憩	12:00		休憩
			12:48	12分	センター発 回収コンテナ(川上西部保)①	12:50	15分	センター発 回収コンテナ(吉川保)①
13:02	10分	センター発	13:00	10分	川上西部保食器食缶コンテナ回収① 【手渡し、コンテナに収納①】	13:05	10分	吉川保食器食缶コンテナ回収① 【手渡し、コンテナに収納①】
13:12	5分	御園宇幼食器食缶コンテナ回収②	13:10	2分	川上西部保発	13:15	7分	吉川保発
13:17	11分	御園宇幼発	13:12	5分	八本松幼食器食缶コンテナ回収②	13:22	5分	原保食器食缶コンテナ回収①
13:28	5分	三ツ城小食缶コンテナ回収④	13:17	10分	八本松幼発	13:27	9分	原保発
13:33	1分	三ツ城小発	13:27	5分	川上東部保食器食缶コンテナ回収①	13:36	3分	センター着食器食缶(99) コンテナ②下ろし
13:34	3分	センター着食器(74)食缶コンテナ⑥下ろし	13:32	5分	川上東部保発	13:39	10分	センター発
13:37	1分	センター発	13:37	5分	川上中部保食器食缶コンテナ回収①	13:49	5分	西条小食缶コンテナ回収④
13:38	5分	三ツ城小食器食缶コンテナ回収④	13:42	14分	川上中部保発	13:54	10分	西条小発
13:43	1分	三ツ城小発	13:56	3分	センター着食器(406)食缶 コンテナ③下ろし	14:04	3分	センター着食缶 コンテナ④下ろし
13:44	3分	センター着食器(811)食缶コンテナ④下ろし						
13:47	10分	センター発						
13:57	5分	西条小食器食缶コンテナ回収⑤						
14:02	10分	西条小発						
14:12	3分	センター着食器(1,098)食缶コンテナ⑤下ろし						
配送		西条小 1,098食 ④食器⑥食缶 御園宇幼 74食 ②食器食缶	配送		三ツ城小 811食 ③食器⑤食缶 原保 65食 ①食器食缶 八本松幼 61食 ②食器食缶 川上西部保 141食 ①食器食缶	配送		吉川保 34食 ①食器食缶 川上東部保 83食 ①食器食缶 川上中部 121食 ①食器食缶
回収		西条小(一部) 1,098食 ④食器⑥食缶 三ツ城小 811食 ③食器⑤食缶 御園宇幼 74食 ②食器食缶 ※西条小は1号車、3号車で全数を回収	回収		八本松幼 61食 ②食器食缶 川上西部保 141食 ①食器食缶 川上東部保 83食 ①食器食缶 川上中部 121食 ①食器食缶	回収		西条小(一部) 1,098食 ④食器⑥食缶 吉川保 34食 ①食器食缶 原保 65食 ①食器食缶 ※西条小は1号車、3号車で全数を回収

※ 配送、回収：食器・食缶の引渡・回収の方法は、コンテナ方式で行う。コンテナを下ろすことができない場合は、さらに手渡しを行う。
 ※ 食器食缶の引渡方法：手渡しなしの引渡5分、手渡しの引渡13分で設定。食器食缶の回収方法：手渡しなしの回収5分、手渡しの回収10分で設定。
 ※ コンテナ数、食数は、令和3年10月現在での参考数量。

別紙4 配送業務行程（2小学校、1幼稚園、4保育所）※全施設実施日の場合 R5.4.1からR7.7.31まで

1号車【コンテナ6台積載可能】			2号車【コンテナ6台積載可能】			3号車【コンテナ4台積載可能】		
時刻	時間	内容	時刻	時間	内容	時刻	時間	内容
9:50	5分	センター西条小食器積込④ (うち4段コンテナ1台)	9:45	5分	センター三ツ城小食器③積込			
9:55	10分	センター発	9:50	1分	センター発			
.			.					
.			.					
10:05	5分	西条小食器引渡(1,098)	9:51	5分	三ツ城小食器引渡(811)	10:05	5分	センター 川上東部保① 川上中部保①
10:10	10分	西条小発	9:56	1分	三ツ城小発	10:10	18分	吉川保① 食器食缶積込
10:20	5分	センター御園宇幼食器食缶②積込	9:57	5分	センター 原保①	センター発		
10:25	10分	センター発	10:02	10分	センター発	10:28	5分	川上東部保食器食缶引渡(83食)
10:35	5分	御園宇幼食器食缶引渡(74食)	10:12	5分	原保食器食缶引渡(65食)	10:33	5分	川上東部保出発
10:40	10分	御園宇幼発	10:17	5分	原保出発	10:38	5分	川上中部保食器食缶引渡(121食)
10:50	10分	センター西条小食缶積込⑥	10:27		センター着	10:43	18分	川上中部保出発
11:00	10分	センター発	10:55	5分	センター 三ツ城小食缶積込⑤	11:01	13分	吉川保食器食缶引渡(34食) 【手渡し、コンテナ回収①】
11:10	5分	西条小食缶引渡(1,098食) コンテナ回収①(3段コンテナ1台)	11:00	1分	センター発	11:14	15分	吉川保出発
11:20	10分	西条小発	11:01	5分	三ツ城小食缶引渡(811食)	11:29		センター着 回収コンテナ(吉川保)①
11:30	3分	センター コンテナ下ろし①	11:06	1分	三ツ城小発			
12:00		休憩	11:07		センター着	12:00		休憩
12:00		休憩	12:00		休憩	12:50	15分	センター発 回収コンテナ(吉川保)①
13:02	10分	センター発	13:00	20分	センター発	13:05	10分	吉川保食器食缶コンテナ回収① 【手渡し、コンテナに収納①】
13:12	5分	御園宇幼食器食缶コンテナ回収②	13:20	5分	川上東部保食器食缶コンテナ回収①	13:15	7分	吉川保発
13:17	11分	御園宇幼発	13:25	5分	川上東部保発	13:22	5分	原保食器食缶コンテナ回収①
13:28	5分	三ツ城小食缶コンテナ回収④	13:30	5分	川上中部保食器食缶コンテナ回収①	13:27	9分	原保発
13:33	1分	三ツ城小発	13:35	15分	川上中部保発	13:36	3分	センター着食器食缶(99) コンテナ②下ろし
13:34	3分	センター着食器(74)食缶コンテナ⑥下ろし	13:50	3分	センター着食器(406)食缶 コンテナ②下ろし	13:39	10分	センター発
13:37	1分	センター発				13:49	5分	西条小食缶コンテナ回収④
13:38	5分	三ツ城小食器食缶コンテナ回収④				13:54	10分	西条小発
13:43	1分	三ツ城小発						
13:44	3分	センター着食器(811)食缶コンテナ④下ろし						
13:47	10分	センター発						
13:57	5分	西条小食器食缶コンテナ回収⑤						
14:02	10分	西条小発						
14:12	3分	センター着食器(1,098)食缶コンテナ⑤下ろし						
配送		西条小 1,098食 ④食器⑥食缶 御園宇幼 74食 ②食器食缶	配送		三ツ城小 811食 ③食器⑤食缶 原保 65食 ①食器食缶	配送		吉川保 34食 ①食器食缶 川上東部保 83食 ①食器食缶 川上中部 121食 ①食器食缶
回収		西条小(一部) 1,098食 ④食器⑥食缶 三ツ城小 811食 ③食器⑤食缶 御園宇幼 74食 ②食器食缶 ※西条小は1号車、3号車で全数を回収	回収		川上東部保 83食 ①食器食缶 川上中部 121食 ①食器食缶	回収		西条小(一部) 1,098食 ④食器⑥食缶 吉川保 34食 ①食器食缶 原保 65食 ①食器食缶 ※西条小は1号車、3号車で全数を回収

※ 配送、回収：食器・食缶の引渡・回収の方法は、コンテナ方式で行う。コンテナを下ろすことができない場合は、さらに手渡しを行う。
 ※ 食器食缶の引渡方法：手渡しなしの引渡5分、手渡しの引渡13分で設定。食器食缶の回収方法：手渡しなしの回収5分、手渡しの回収10分で設定。
 ※ コンテナ数、食数は、令和3年10月現在での参考数量。

別紙4 配送業務行程（5保育所）※保育所等施設のみの実施日の場合。R4.8.1からR5.3.31まで

1号車【コンテナ6台積載可能】			2号車【コンテナ6台積載可能】			3号車【コンテナ4台積載可能】		
時刻	時間	内容	時刻	時間	内容	時刻	時間	内容
			10:20	5分	センター 原保①、川上西部保① 食器食缶積込	10:15	5分	センター 川上東部保① 川上中部保① 吉川保① 食器食缶積込
			10:25	9分	センター発	10:20	18分	センター発
			10:34	5分	原保食器食缶引渡(65食)	10:38	5分	川上東部保食器食缶引渡(83食)
			10:39	7分	原保出発	10:43	5分	川上東部保出発
			10:46	13分	川上西部保食器食缶引渡(141食) 【手渡し、コンテナ回収①】	10:48	5分	川上中部保食器食缶引渡(121食)
			10:59	11分	川上西部保出発	10:53	18分	川上中部保出発
			11:10		センター着 回収コンテナ(川上西部保)①	11:11	13分	吉川保食器食缶引渡(34食) 【手渡し、コンテナ回収①】
						11:24	15分	吉川保出発
						11:39		センター着 回収コンテナ(吉川保)①
			12:00		休憩	12:00		休憩
			12:48	12分	センター発 回収コンテナ(川上西部保)①	12:50	15分	センター発 回収コンテナ(吉川保)①
			13:00	10分	川上西部保食器食缶コンテナ回収① 【手渡し、コンテナに収納①】	13:05	10分	吉川保食器食缶コンテナ回収① 【手渡し、コンテナに収納①】
			13:10	11分	川上西部保発	13:15	7分	吉川保発
			13:21	5分	川上東部保食器食缶コンテナ回収①	13:22	5分	原保食器食缶コンテナ回収①
			13:26	5分	川上東部保発	13:27	9分	原保発
			13:31	5分	川上中部保食器食缶コンテナ回収①	13:36	3分	センター着食器食缶(99) コンテナ②下ろし
			13:36	14分	川上中部保発			
			13:50	3分	センター着食器(345)食缶 コンテナ③下ろし			
配送			配送		原保 65食 ①食器食缶 川上西部保 141食 ①食器食缶	配送		吉川保 34食 ①食器食缶 川上東部保 83食 ①食器食缶 川上中部 121食 ①食器食缶
回収			回収		川上西部保 141食 ①食器食缶 川上東部保 83食 ①食器食缶 川上中部 121食 ①食器食缶	回収		吉川保 34食 ①食器食缶 原保 65食 ①食器食缶

※ 配送、回収：食器・食缶の引渡・回収の方法は、コンテナ方式で行う。コンテナを下ろすことができない場合は、さらに手渡しを行う。
 ※ 食器食缶の引渡方法：手渡しなしの引渡5分、手渡しの引渡13分で設定。食器食缶の回収方法：手渡しなしの回収5分、手渡しの回収10分で設定。
 ※ コンテナ数、食数は、令和3年10月現在の参考数量。

別紙4 配送業務行程（4保育所）※保育所等施設のみの実施日の場合。R5.4.1からR7.7.31まで

1号車【コンテナ6台積載可能】			2号車【コンテナ6台積載可能】			3号車【コンテナ4台積載可能】		
時刻	時間	内容	時刻	時間	内容	時刻	時間	内容
			10:20	5分	センター 原保①、吉川① 食器食缶積込	10:15	5分	センター 川上東部保① 川上中部保① 食器食缶積込
			10:25	10分	センター発	10:20	18分	センター発
			10:35	5分	原保食器食缶引渡(65食)	10:38	5分	川上東部保食器食缶引渡(83食)
			10:40	5分	原保出発	10:43	5分	川上東部保出発
			10:45	13分	吉川保 食器食缶引渡(34食) 【手渡し、コンテナ回収①】	10:48	5分	川上中部保食器食缶引渡(121食)
			10:58	15分	吉川保出発	10:53	15分	川上中部保出発
			11:12		センター着 回収コンテナ(吉川保)①			
						11:07		センター着
			12:00		休憩	12:00		休憩
			12:45	15分	センター発 回収コンテナ(吉川保)①	12:50	18分	センター発
			13:00	10分	吉川保 食器食缶コンテナ回収① 【手渡し、コンテナに収納①】	13:08	5分	川上東部保食器食缶コンテナ回収①
			13:10	5分	吉川保発	13:18	5分	川上東部保発
			13:15	5分	原保食器食缶コンテナ回収①	13:23	5分	川上中部保食器食缶コンテナ回収①
			13:20	10分	原保発	13:28	14分	川上中部保発
			13:50	3分	センター着食器(99)食缶 コンテナ②下ろし	13:42	3分	センター着食器食缶(204) コンテナ②下ろし
配送			配送		原保 65食 ①食器食缶 吉川保 34食 ①食器食缶	配送		川上東部保 83食 ①食器食缶 川上中部 121食 ①食器食缶
回収			回収		吉川保 34食 ①食器食缶 原保 65食 ①食器食缶	回収		川上東部保 83食 ①食器食缶 川上中部 121食 ①食器食缶

※ 配送、回収：食器・食缶の引渡・回収の方法は、コンテナ方式で行う。コンテナを下ろすことができない場合は、さらに手渡しを行う。
 ※ 食器食缶の引渡方法：手渡しなしの引渡5分、手渡しの引渡13分で設定。食器食缶の回収方法：手渡しなしの回収5分、手渡しの回収10分で設定。
 ※ コンテナ数、食数は、令和3年10月現在の参考数量。